

【海外拠点】 山口銀行青島支店、山口銀行大連支店、山口銀行香港駐在員事務所
 【現地駐在】 HD 銀行（ベトナム・ホーチミン）



【タイ】

タイ進出を検討する際に留意するポイント

1. 業種毎の進出規制

タイでは特定の業種に対し、国家安全保障や自国企業の競争力の維持の観点から外国企業の参入に規制を設けています。具体的には、外国人事業法（1999 年改正、2000 年 3 月施行）に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本 50% 以上）の参入を規制しています。

＜規制業種の分類＞

外国企業の参入が禁止されている業種

1. 新聞発行・ラジオ・テレビ放送事業、2. 農業・果樹園、3. 畜産、4. 林業・木材加工（天然）、5. 漁業（タイ海域・経済水域内）、6. タイ薬草の抽出、7. 骨董品（売買・競売）、8. 仏像および僧鉢の製造・鋳造、9. 土地取引

国家安全保障または文化、伝統、地場工芸、天然資源・環境に影響を及ぼす業種として、外国企業の参入が禁止されている業種

※ただし、内閣の承認により、商務大臣が許可した場合は可能。

1. 製造・販売・補修（銃・銃弾・火薬・爆発物およびそれらの部品、武器および戦闘用船・飛行機・車両、すべての戦争用備品・部品）、2. 国内陸上・海上・航空運輸および国内航空事業、3. 骨董品・民芸品販売、4. 木彫品製造、5. 養蚕・絹糸・絹織布・絹織物染色、6. タイ楽器製造、7. 金銀製品・ニエロ細工・黒金象眼・漆器製造、8. タイ文化・美術に属する食器製造、9. サトウキビからの精糖、10. 塩田・塩土での製塩、11. 岩塩からの製塩、12. 爆破・砕石を含む鉱業、13. 家具および調度品の木材加工

外国人に対して競争力が不十分な業種であるとして、外国企業の参入が禁止されている業種

※ただし、外国人事業委員会の承認により、商務省事業開発局長が許可した場合は可能。

1. 精米・製粉、2. 漁業（養殖）、3. 植林、4. ベニア板・チップボード・ハードボード製造、5. 石灰製造、6. 会計サービス、7. 法律サービス、8. 建築設計サービス、9. エンジニアリングサービス、10. 建設業（ただし、外国人投資が5億バーツ以上で、特殊な技能を要する建設（インフラ、通信など）、その他の省令で規定された建設業を除く）、11. 代理・仲介業（ただし、証券・農産物の先物取引、金融商品売買に関するサービス、同一グループ内の生産に必要な財取引、外国人資本1億バーツ以上の国際貿易仲介、その他省令で規定された代理・仲介業を除く）、12. 競売（骨董品・美術品以外の国際間競売、その他省令で定める競売）、13. 伝統的な国内農産物または法令で禁止されていない農産物の国内取引（ただし、農産物の先物取引を除く）、14. 最低資本金1億バーツ未満または1店舗あたり最低資本金2,000万バーツ未満の小売業、15. 1店舗あたり最低資本金1億バーツ未満の卸売業、16. 広告業、17. ホテル業（ただし、マネージメントを除く）、18. 観光業、19. 飲食物販売、20. 植物の繁殖・品種改良、21. その他サービス業（証券業、銀行業、保険業、国家機関または政府機関に対するサービス提供、駐在員事務所、出張所、過半数の株主もしくは取締役が同一人物である関連会社または25%以上の株式数を有する関連会社への国内融資もしくは事務所賃貸または管理、マーケティング、人事および通信技術に関する助言サービスの提供等の省令で定めるものを除く）

2. 外資企業に対する誘致が活発な注目業種

タイ政府はタイ投資委員会を通じて、これまでも外資企業の投資に対して様々な優遇措置(恩典)を付与していましたが、2023年1月に5ヵ年投資促進戦略を施行し、新たに以下の4業種を投資奨励業種として追加しました。以下を含む10分類に該当する事業については進出時に所定のプロセスを経て免税等様々な恩典を付与されます。

<追加業種>

①	①電気自動車(EV)関連業種: 燃料電池自動車(FCEV)の製造、燃料電池システムの部品の製造、バッテリー交換ステーションサービスなど	③	③未来食品関連業種: 新規食品(ノベルフード)、有機食品、機能性表示食品の製造など
②	②新エネ関連業種: 再生可能エネルギーを使用した水から水素の製造、グリーンアンモニア関連製品の生産、炭化水素または化石燃料から水素の生産、水素ベースの電気・蒸気の発電・発生を含む	④	④航空宇宙関連業種: メンテナンス用機器や地上支援機材の製造、人工衛星用機械部品・電子部品の製造、人工衛星用システム、地上局用システムや打ち上げ用・打ち上げ制御用システムの設計、開発など

■出典: JETRO(日本貿易振興機構) 投資委員会、5ヵ年投資促進戦略と新投資奨励策の概要を発表

3. タイへの進出方法と法人設立について

【進出方法】

一般的なタイへの進出方法として以下の分類が挙げられます。

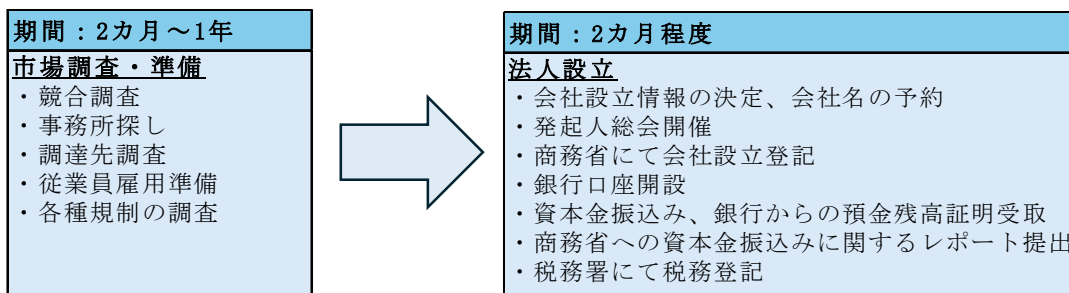
① 現地法人: 独資、合弁、一部出資 ② 駐在員事務所

現在進出している多くの日系企業が現地法人での進出をしています。一方で、進出までの市場調査の段階で現地に駐在員を派遣したい場合には現地法人の設立よりも駐在員事務所設立にコスト面でのメリットがあります。具体的に、駐在員事務所はタイでの課税義務がなく税務上のメリットがある他、現地法人は外国人(タイ以外の国籍)1名あたりタイ人4名を雇用する必要があるのに対し、駐在員事務所は外国人1名雇用につきタイ人1名の雇用で済むので人件費も抑えられます。ただし、駐在員事務所には営業活動が許されていないなど、活動範囲が限定されていることに注意が必要です。

【法人設立】

タイでの法人設立については以下のステップを進めていく必要があります。コンサル会社等の支援を受けながら概ね2ヵ月程度を要するため、事前の市場調査や事務所の決定までにかかる期間を考慮すると4ヵ月~1年程度少なくとも法人設立までに時間が必要になってくると考えられます。

<法人設立までのステップとスケジュール>



■出典: 筆者作成

また、法人設立の手続きをコンサル会社に依頼した場合には業種によっても差がありますが、一般的な最低限の支援で11万バーツ(約50万円)程度の費用(政府機関等への実費支

払別)が発生します。また、初めてのタイ進出で、株券の発行や株主名簿作成等付帯的な作業を追加でコンサル会社に依頼する場合には、最低限の費用と併せて17万～20万バーツ(約77万円～90万円)の費用となることが想定されます。

4. タイ進出における注意点

タイ進出における注意点として挙げられるのが、ターゲットの明確化です。タイは日系企業の世界有数の進出国であり、進出企業数は6,000社を超え、在留邦人数は7万人を超えています。そのため、進出企業は、タイ企業やタイ人向けの市場に挑戦するだけでなく、タイの中の日系企業や日本人市場に挑戦する選択をすることもできます。

しかし、両方の市場に照準を合わせて事業を展開することは容易ではありません。それは、タイ企業やタイ人のニーズと日系企業や日本人のニーズが異なるからです。例えば、タイ現地でよく耳にするのが、設備投資において「タイ企業は長期で使える設備よりも価格が安いものを購入し、壊れたら買い直せばよいと考えている。一方で、日本企業は単純な価格だけでなく使用できる期間とのバランスを考えて設備を購入する傾向がある。」という考え方のギャップです。このような考え方や嗜好の違いは数多くあり、タイ進出後、まずは日本企業を取引先として足元を固め、その後、タイ企業へビジネスを拡大していく戦略を実行する際等に大きな障害となります。

そのため、タイ進出時には、ターゲットを明確にし、各ターゲットに対応できる商材やサービスを検討したうえで事業を展開していくことが重要となります。

5. おわりに

山口フィナンシャルグループでは海外への事業展開にご興味があるお客様のサポートを行っていますので、お気軽にお取引店または営業戦略部営業企画室海外事業グループまでお問い合わせください。

(山口フィナンシャルグループ 海外出向【タイ】高木 岳史)

【参考文献】

JTERO(日本貿易振興機構) :

外資に関する規制

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_02.html

奨励業種

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03.html

投資委員会、5カ年投資促進戦略と新投資奨励策の概要を発表

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/5890dbf6b64ce981.html>

JBIC(国際協力銀行) :

タイの投資環境

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv-thailand08.pdf>